

# 中国出張者に必要とされるビザ(査証)について

日中のビジネス環境の変化により、日本本社から中国現地法人へ派遣する駐在員を減らし、日本本社からの出張者による業務対応への切り替えが進んでいます。一方で、中国における外国人の入出国管理は、ここ数年の中で規制の内容に関する整理、強化が進められています。今回は、業務上の理由により日本から中国へ入国する出張者に関する査証（以下、「ビザ」とします。）について解説します。

## 1. 日本国の普通パスポート保持者に対するビザ免除特例

中国の入出国管理法以下の法令では、外国人が中国に入国する場合には、原則として事前に在外中国領事館において入国目的に対応したビザを申請し、このビザとパスポートを携帯の上で中国に入国すべきものとされています。これに対して、日本国の普通パスポート保持者（以下、「日本人」とします。）については、(1)滞在予定期間が15日を超過しないこと、かつ、(2)入国目的が「学習」、「工作（就業）」「定住」「政府訪問」「取材報道」でないこと、を条件として、入国に当たって事前に必要とされるビザ申請が免除されています。

### ■ビザ免除特例の条件

1、入国者が日本国の普通パスポート保持者であること
2、入国後の滞在予定期間が15日を超過していないこと
3、入国目的が、「学習」「工作(就業)」「定住」「政府訪問」「取材報道」でないこと

## 2. 日本人出張者が中国に入国するに当たってビザ申請が必要となる場合

日本人が中国に出張する場合、上記のビザ免除特例の条件を満たさない以下のような場合には、必ず入国目的に対応したビザ申請が必要となります。

### ■ビザ申請が必要となる場合

1、入国後の滞在予定期間が15日を超過している場合
2、入国目的が、「学習」「工作(就業)」「定住」「政府訪問」「取材報道」である場合

このように、日本人が中国に出張する場合においては、(1)出張時の中国での滞在予定日数、(2)出張時の中国への入国目的の確認が重要となります。通常、中国への出張は所属する企業などからの業務上の命令により行われることとなりますので、特に、入国目的が「工作（就業）」目的に該当するか否かの確認が重要となります。

### 3. 就業ビザの申請が必要となる場合

入国目的が「工作（就業）」目的に該当する場合には、就業ビザ（以下、Zビザとします。）の申請が必要となります。中国の現地法人や駐在員事務所への赴任（出向等）の場合には、当然にZビザの申請が必要となります。このほか、以下のような場合にはZビザの申請が必要とされています。

【入国目的】	【滞在予定期間】		
	～15日	16～90日	91日～
(1) 短期完成工作（上記を参照）	Zビザ	Zビザ	
(2) 機械設備の販売に伴う修理、設置、調整、取外し、指導や訓練	Mビザ	Mビザ	Zビザ
(3) 落札プロジェクトについて行う指導、監督、検査	Mビザ	Mビザ	Zビザ
(4) 中国国内の支店、子会社、駐在員事務所へ赴いて行う短期業務	Mビザ	Mビザ	Zビザ
(5) 無報酬の作業への参加、もしくは外国の組織からの報酬を得て行う奉仕活動やボランティア活動、等	Fビザ	Fビザ	Zビザ

日本の普通パスポート保持者であればビザの取得が免除されると考えられる項目

### 4. 注意すべき事項

上記のとおり、中国への入国目的が「短期完成工作」に該当する場合（(1)の場合）には、その滞在予定期間にかかわらず入国に先立って就業ビザの申請が必要とされていることに注意が必要となります。たとえば、日本企業から中国の現地法人や関連取引先への技術指導の目的で入国する場合には、必ず就業ビザの申請が必要となります。

#### ■短期完成工作とは

【短期完成工作】	① 中国国内の関係先において行う技術、科学研究、管理、指導等の業務
	② 中国国内の体育機構において行うトレーニング（コーチ、選手を含む）
	③ 映像の撮影（広告、ドキュメンタリーを含む）
	④ ファッション・モデル（カーコンパニオン、グラフィック広告、等）
	⑤ 営業性のある演出への出演
	⑥ 人力資源社会保障部門が認定するその他の形態

一方、(2)～(5)のように滞在予定期間が90日以内の場合には商用ビザ（Mビザ）や訪問ビザ（Fビザ）で足りるものの、90日を超過する場合に就業ビザの申請が必要とされる場合があることにも注意が必要となります。なお、(2)～(5)の場合については、滞在予定期間が15日以内である場合については、ビザ免除特例が適用されるものと考えられています。（※）

日本企業が従業員を中国に出張させるに当たっては、上記の中国における入出国管理を前提として、企業として中国への出張目的を明確にするとともに、この出張目的に対してビザ申請の要否の確認を行うことが重要となります。一方、出張する従業員においても、中国の入出国管理上、自身が置かれる立場を理解し、入国から出国までの間、適切にふるまうことが求められることとなります。

(※) 在中国日本国大使館から中華人民共和国外交部に行った照会の回答において、入国目的が(2)~(5)の場合については、滞在予定期間が15日以内である場合には、ビザ申請が免除されるものとされています。なお、この照会及び回答の内容については、在中国日本国大使館のウェブサイト上に公開されています。

## 【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2016年6月下旬(時間未定) 【定員20名】  
テーマ : 本社からの出張者にかかわる出入国管理と税務・会計  
会場 : 国際貿易センター(上海市) 3階会議室
- 2016年7月20日(水)15:00~ 【定員20名】  
テーマ : 駐在員事務所が注意すべき税務・会計の基礎講座  
会場 : 国際貿易センター(上海市) 3階会議室

### (執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>